

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものがあります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

席 番 号	
-------------	--

記入者名（受験者名）

I. 次の1. から15.までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を（　　）内に記入しなさい。

1. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する旅客自動車運送事業者は、それらの業務を統括する運行管理者を選任しなければならない。**(運輸規則第47条の9)**

(　○　)

2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、旅客の運送を継続すること、旅客を出発地まで送還すること、その他旅客を保護することに関して適切な処置をしなければならない。**(運輸規則第18条)**

(　○　)

3. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。**(道路運送法施行規則第3条の2)**

(　×　)

4. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。**(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)**

(　×　)

5. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。
(道路運送法第38条)

(　×　)

6. 旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者等として選任することができる。(運輸規則第36条)
()
7. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)
()
8. 旅客自動車運送事業者は、主たる事務所ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設ければならない。(運輸規則第47条)
()
9. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)
()
10. 整備管理者は、法令に基づいて定めた方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)
()
11. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)
()
12. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。(運輸規則第48条の3)
()
13. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)
()
14. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条)
()
15. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。(道路運送法第36条)
()

II. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続(コ)を下回ってはならない。
- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり原則として(オ)を超えないものとすること。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち24週間までは、52週間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、4週平均1週の拘束時間を(ア)まで延長することができる。
- ・一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であつても、最大拘束時間は、(ケ)とすること。
- ・連続運転時間は(サ)を超えないものとすること。

ア. 68時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 3時間	オ. 65時間
カ. 13時間	キ. 12時間	ク. 71.5時間	ケ. 15時間	コ. 9時間
サ. 4時間	シ. 8時間	ス. 100時間	セ. 30分	ソ. 144時間

III. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、(ケ)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- ・自動車が転覆し、(ソ)し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したもの
- ・(コ)又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- ・(ア)に1人以上の重傷者を生じたもの
- ・(オ)以上の死者を生じたもの

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 追突	オ. 1人
カ. 5人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 死者
サ. 遅延	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 転落

IV. 次の文中的（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。**(運輸規則第47条の5)**

答. 三年

2. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、（ ）を納付する義務を負う。**(道路運送法第43条の15)**

答. 負担金

3. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。**(道路運送車両法第47条)**

答. 保安基準

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。**(道路運送法第8条)**

答. 五年

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。**(道路運送法第29条の3)**

答. 公示表

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を () 内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。

(×)

② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。

(×)

③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

(○)

④ 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。

(○)

⑤ 大型車の区分の基準は、車両の長さ9メートル以上で、かつ旅客席数50人以下である。

(×)

VI. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第7条)

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の (エ) 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から (サ) を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は (ス) 自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の (オ) する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の (ウ) 又は支配力を有する者を含む。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

ア. 事業停止処分	イ. 一般貨物	ウ. 職権	エ. 拘禁	オ. 業務を執行
カ. 運行を管理	キ. 取消し	ク. 一年	ケ. 経済力	コ. 十年
サ. 五年	シ. 行政処分	ス. 特定旅客	セ. 三年	ソ. 減給処分